

持続性の高い農業生産方式の
導入に関する指針

北 海 道

平成 2 8 年 6 月 2 1 日

目 次

第1 指針策定の趣旨	1
第2 持続性の高い農業生産方式について	1
1 持続性の高い農業生産方式	
2 持続性の高い農業生産方式に係る技術	
第3 持続性の高い農業生産方式の内容とその導入の促進を図るための措置	3
① 稲作	
水稻	3
② 畑作物	
1 秋まき小麦	4
2-1 春まき小麦 [普通まき]	5
2-2 春まき小麦 [初冬まき]	6
3 てんさい	7
4 ばれいしょ	8
5 大豆	9
6 小豆	10
7 菜豆	11
8 えんどうまめ	12
9 そば	13
10 ひまわり	14
11 しそ (搾油用)	15
12なたね (搾油用)	16
③ 園芸作物	
<果菜類>	
1-1 トマト [ハウス]	17
1-2 トマト [露地]	18
2 ミニトマト	19
3 きゅうり	20
4 なす	21
5 かぼちゃ	22
6 えだまめ	23
7-1 スイートコーン [ハウス]	24
7-2 スイートコーン [露地]	25
8-1 さやいんげん [ハウス]	26
8-2 さやいんげん [露地]	27
9-1 さやえんどう [ハウス]	28
9-2 さやえんどう [露地]	29

10	そらまめ	30
11	ししとう	31
12-1	とうがらし (なんばん) [ハウス]	32
12-2	とうがらし (なんばん) [露地]	33
13	オクラ	34
14	にがうり (ゴーヤ)	35

<葉茎菜類>

1	たまねぎ	36
2-1	ねぎ [ハウス]	37
2-2	ねぎ [露地]	38
3-1	はくさい [ハウス]	39
3-2	はくさい [露地]	40
4-1	キャベツ [ハウス]	41
4-2	キャベツ [露地]	42
5	ほうれんそう [ハウス]	43
6	ゆりね	44
7	こまつな	45
8-1	にら [ハウス]	46
8-2	にら [露地]	47
9	みつば	48
10	しゅんぎく	49
11	サンチュ	50
12	チンゲンサイ [ハウス・露地]	51
13	モロヘイヤ	52
14	みずな	53
15	しろな	54
16	タアサイ	55
17	にんにく	56
18-1	あさつき [ハウス]	57
18-2	あさつき [露地]	58
19-1	小ねぎ [ハウス]	59
19-2	小ねぎ [露地]	60
20	チコリ	61
21	エンサイ (空心菜)	62
22	ふき (ラワンブキ)	63

<根菜類>

1	だいこん	64
2	にんじん	65
3	ごぼう	66
4	かぶ	67
5	ながいも	68
6	ラディッシュ	69
7	ヤーコン	70

8-1	さつまいも [ハウス]	7 1
8-2	さつまいも [露地]	7 2
9-1	さといも [ハウス]	7 3
9-2	さといも [露地]	7 4
1 0	わさびだいこん (西洋わさび)	7 5

<果実的野菜>

1-1	すいか [ハウス]	7 6
1-2	すいか [露地]	7 7
2-1	メロン [ハウス]	7 8
2-2	メロン [露地]	7 9
3-1	いちご [ハウス]	8 0
3-2	いちご [露地]	8 1
4	まくわうり	8 2

<洋菜類>

1-1	ピーマン [ハウス]	8 3
1-2	ピーマン [露地]	8 4
2-1	レタス [ハウス]	8 5
2-2	レタス [露地]	8 6
3	セルリー	8 7
4	ブロッコリー	8 8
5-1	アスパラガス [ハウス・露地]	8 9
5-2	アスパラガス [立茎]	9 0
6	パセリ	9 1
7-1	カリフラワー [露地]	9 2
7-2	カリフラワー [トンネル]	9 3
8-1	サラダナ [ハウス]	9 4
8-2	サラダナ [露地]	9 5

④ 花き類

1	カーネーション [ハウス]	9 6
2	スターチス類 [ハウス]	9 7
3	きく [ハウス]	9 8
4	宿根かすみそう [ハウス]	9 9
5	ゆり [ハウス]	1 0 0
6	トルコギキョウ [ハウス]	1 0 1
7	ばら [ハウス]	1 0 2
8	アルストロメリア [ハウス]	1 0 3
9	デルフィニウム [ハウス]	1 0 4
1 0	カラー [ハウス]	1 0 5
1 1	きんぎょそう [ハウス]	1 0 6
1 2-1	コスモス [ハウス]	1 0 7
1 2-2	コスモス [露地]	1 0 8
1 3	スカビオサ (八重系) [ハウス]	1 0 9

14	ダリア [ハウス]	……………	110
15	ひまわり (切り花) [ハウス]	……………	111
16	ブプレウラム [ハウス]	……………	112
17	ホワイトレースフラワー [ハウス]	……………	113
18	りんどう [露地]	……………	114
⑤ 果樹類			
1	りんご	……………	115
2	なし	……………	116
3	ぶどう	……………	117
4	プルーン	……………	118
5	おうとう	……………	119
6	ブルーベリー	……………	120
7	ハスカップ	……………	121
8	もも	……………	122
9	うめ	……………	123
10	アロニア	……………	124
⑥ 飼料作物			
	サイレージ用とうもろこし	……………	125

第1 指針策定の趣旨

近年、地球規模での環境問題や、食の安全性に対する関心が高まる中で、国民全体が農業に対して、農薬や化学肥料の使用をできるだけ減らした、より安全で高品質な農産物供給を求める傾向が強まっている。

こうした中で、道では平成3年から、本道の恵まれた自然条件を生かしながら、有機物の施用などによる土づくりに努め、農薬や化学肥料の使用を必要最小限にとどめるなど、環境との調和に配慮しつつ、安全で高品質な農産物の生産を進める農業、いわゆるクリーン農業（環境調和型農業）を関係機関・団体と一体となって推進している。

この度、国は、環境と調和しつつ持続的な生産を行うことが可能であるという農業本来の特質を十分生かすことが重要として、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」を制定し、たい肥等を活用した土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の普及浸透を図るため、それに取り組む農業者に対して支援措置を講じることになった。

道としても、クリーン農業の一層の推進を図るとともに、同法第3条に基づき、本道の農業者が導入する「持続性の高い農業生産方式」を具体的にし、環境と調和した農業生産の確保を図る。

第2 持続性の高い農業生産方式について

1 持続性の高い農業生産方式

持続性の高い農業生産方式とは、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であって、次に掲げる技術のすべてを用いて行われるものをいう。

- (1) たい肥その他の有機質資材の施用に関する技術であって、土壌の性質を改善する効果が高いもの
- (2) 肥料の施用に関する技術であって、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いもの
- (3) 有害動植物の防除に関する技術であって、化学的に合成された農薬の施用を減少させる効果が高いもの

2 持続性の高い農業生産方式に係る技術

- (1) たい肥その他の有機質資材の施用に関する技術であって、土壌の性質を改善する効果が高いもの
 - ア たい肥等有機質資材施用技術
土壌有機物含有量、可給態窒素含有量その他の土壌の性質について調査を行い、その結果に基づき、たい肥その他の有機質資材であって、炭素窒素比がおおむね10から150の範囲にあるものを農地に施用する技術
 - イ 緑肥作物利用技術
土壌有機物含有量、可給態窒素含有量その他の土壌の性質について調査を行い、その結果に基づき、緑肥作物を栽培して、農地にすき込む技術
- (2) 肥料の施用に関する技術であって、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いもの
 - ア 局所施肥技術
肥料を作物の根の周辺に集中的に施用する技術

イ 肥効調節型肥料施用技術

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第2項に規定する普通肥料（以下「普通肥料」という。）のうち、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、オキサミド、被覆加里肥料、被覆窒素肥料、被覆複合肥料、ホルムアルデヒド加工尿素肥料若しくは硝酸グアニル尿素、これらの肥料の1種以上が原料として配合されるもの又は土壌中における硝酸化成を抑制する材料が使用されたものを施用する技術

ウ 有機質肥料施用技術

有機質を原料として使用する肥料を施用する技術

(3) 有害動植物の防除に関する技術であって、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いもの

ア 温湯種子消毒技術

種子を温湯に浸漬することにより、当該種子に付着した有害動植物を駆除する技術

イ 機械除草技術

有害植物を機械的方法で駆除する技術

ウ 除草用動物利用技術

有害植物を駆除するための小動物の農地における放し飼いをを行う技術

エ 生物農薬利用技術

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第2項の天敵であって、同法第2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものを利用する技術

オ 対抗植物利用技術

土壌中の有害動植物を駆除し、又はまん延を防止する効果を有する植物を栽培する技術

カ 抵抗性品種栽培・台木利用技術

有害動植物に対して抵抗性を持つ品種に属する農作物を栽培し、又は当該農作物を台木として利用する技術

キ 天然物質由来農薬利用技術

有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）別表2に掲げる農薬（有効成分が化学的に合成されていないものに限る。）を利用する技術

ク 土壌還元消毒技術

土壌中の酸素の濃度を低下させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術

ケ 熱利用土壌消毒技術

土壌に熱を加えてその温度を上昇させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術

コ 光利用技術

有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため、有害動植物を誘引し、若しくは忌避させ、又はその生理的機能を抑制する効果を有する光を利用する技術

サ 被覆栽培技術

農作物を有害動植物の付着を防止するための資材で被覆する技術

シ フェロモン剤利用技術

農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤であって、農薬取締法第2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものを利用する技術

ス マルチ栽培技術

土壌の表面を有害動植物のまん延を防止するための資材で被覆する技術